

広島中央環境衛生組合議会会議録

平成28年第1回定例会

平成28年3月12日

広島中央環境衛生組合議会

目 次

平成28年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会

◎第1日（3月12日開会）

日程第 1	会議録署名議員の指名	4
日程第 2	会期の決定	4
日程第 3	議案第 1 号 広島中央環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について	4
日程第 4	議案第 2 号 広島中央環境衛生組合手数料条例の制定について	5
日程第 5	議案第 3 号 広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について	6
日程第 6	議案第 4 号 広島中央環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について	7
日程第 7	議案第 5 号 広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	8
日程第 8	議案第 6 号 副管理者の給与等に関する条例の一部改正について	9
日程第 9	議案第 7 号 広島中央環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	9
日程第10	議案第 8 号 広島中央環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	10
日程第11	議案第 9 号 広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について	11
日程第12	議案第10号 平成27年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）	12
日程第13	議案第11号 平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計予算	16
日程第14	議員派遣について	23

1. 議事日程

(平成28年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会)

平成28年3月12日 午後1時30分 開会
於賀茂環境衛生センター 4階 会議室

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 広島中央環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 広島中央環境衛生組合手数料条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 広島中央環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 副管理者の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 広島中央環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 8 号 | 広島中央環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 9 号 | 広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 平成27年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第11号 | 平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計予算 |
| 日程第14 | 議員派遣について | |

2. 出席議員 (12名)

1 番	玉 川 雅 彦	2 番	北 林 光 昭
3 番	大 川 弘 雄	4 番	北 元 豊
5 番	加 藤 祥 一	6 番	杉 原 邦 男
7 番	脇 本 茂 紀	8 番	信 谷 俊 樹
9 番	竹 川 秀 明	10 番	中 平 好 昭
11 番	石 原 賢 治	12 番	浜 田 明 利

3. 欠席議員 (0名)

4. 説明のため出席した者

管理者	藏 田 義 雄	副管理者	吉 田 基
副管理者	高 田 幸 典	副管理者	清水迫 章 造
事務局長	西 村 克 也	総務課長	中 西 康 雄
施設整備課長	角 保 誠 一	業務1課長	佐々木 俊 典
業務2課長	平 川 司	業務3課長	茅 野 一 郎
業務4課業務係長	瀬 川 敏 康		

5. 職務のため出席した者

総務課庶務係長	岡 崎 寛	総務課主事	岩 見 壮
総務課主事	田 村 陽 丞		

.....*

(午後1時30分 開 議)

○議長（竹川秀明議員）こんにちは。皆様、全員協議会に引き続きの土曜日で、また各市町においては定例会やその他行事でお忙しい中御参集賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。

この際、説明員として、本会議に管理者並びに委任を受けた者の出席を求め、あらかじめ議長において入場を許可しております。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、管理者から招集にあたり挨拶がありますので、これを許します。

◎管理者（藏田義雄管理者）議長。

○議長（竹川秀明議員）藏田管理者。

◎管理者（藏田義雄管理者）（登壇）

皆さんこんにちは。

平成28年第1回の広島中央環境衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって議員各位におかれましては、定例会を召集させていただきましたところ、公私とも大変御多用の中御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平素から本組合の事業の推進につきまして、多大なる御協力、また御尽力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして深く敬意と感謝の意を表して申し上げます。

さて、本組合にとりまして最も大きな目標となっております一般廃棄物の処理施設の設置につきましては、組合一丸となって取り組んでいるところでございます。

一部住民から提訴されております建設工事の差止訴訟につきましては、新聞報道にもありましたとおり、3月9日に控訴審判決がございまして、本組合の主張が全面的に認められたところでございますが、引き続き、地域の御理解・御協力をいただきながら、事業を進めてまいりたいと考えておるところであります。

また、本組合管内の現有施設の安定した稼働につきましては、本組合のもう一つの大きな使命でございます。引き続き議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたすところであります。

本日の定例会に提出させていただいております議案は、広島中央環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定など、条例制定2件、情報公開条例の一部改正など、条例改正6件、広島県との行政不服審査会事務の事務委託に関する協議、そして、平成27年度一般会計補正予算（第2号）、また、平成28年度一般会計予算でございます。

これらの議案につきましては、後ほど事務局より提案説明をいたしますので、皆様方に

は何卒慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（竹川秀明議員）以上で管理者の挨拶を終わります。

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その写しを配布しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎副管理者（清水迫副管理者）議長、副管理者清水迫。

○議長（竹川秀明議員）清水迫副管理者。

◎副管理者（清水迫副管理者）本日の会議への説明員の出席について、御承知お願いしたいと思ひます。業務4課の宇郷課長でございますけども、この度、病氣療養につきまして本日の出席は叶いませんでした。それに代わりまして業務4課の瀬川業務係長のほうが説明員として参加させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

.....*

○議長（竹川秀明議員）それではこれより、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定により議長において、3番大川弘雄議員、5番加藤祥一議員を指名いたします。

.....*

○議長（竹川秀明議員）日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

.....*

○議長（竹川秀明議員）日程第3、議案第1号「広島中央環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました、議案第1号「広島中央環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」御説明をいたします。

水色の表紙の提出議案説明書、こちらの1ページをお願いをいたします。

1、制定の理由にございますよう、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

2、条例の内容といたしましては、東広島市職員の退職管理に関する条例の例によることとするもので、（1）では再就職者による依頼等を規制するもので、改正地方公務員法による働きかけの規制の対象とされている、当組合では事務局長に加え課長職を含め規制

の対象として、離職後2年間は、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないとするものでございます。(2)では任命権者への届出に関するもので、離職後2年間、営利企業の地位に就いた場合は、届け出を義務付けるものでございます。

3の施行期日は、平成28年4月1日を予定しております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長(竹川秀明議員)説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

[「なし」との声]

○議長(竹川秀明議員)質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声]

○議長(竹川秀明議員)次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声]

○議長(竹川秀明議員)これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号「広島中央環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹川秀明議員)挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....*

○議長(竹川秀明議員)日程第4、議案第2号「広島中央環境衛生組合手数料条例の制定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長(西村克也事務局長)議長、事務局長西村。

○議長(竹川秀明議員)西村事務局長。

◎事務局長(西村克也事務局長)(登壇)

ただいま議題となりました議案第2号「広島中央環境衛生組合手数料条例の制定について」御説明いたします。

議案説明書の3ページをお願いします。

1、制定の理由にございますよう、行政不服審査法の全部改正に伴い、手数料の徴収について新たに定めるもので、審査請求に係る提出書類等の交付、保有個人情報の開示請求並びに公文書の公開請求及び任意的公開の申出に係る公文書の写しの交付等、これらに係る手数料を徴収するため、条例を制定しようとするものでございます。

2、条例の内容といたしましては、手数料に関する事項は東広島市の例によることとするもので、手数料の額は下の表のとおり、(1)の表は行政不服審査法に基づくもの、(2)の表は個人条例保護条例、情報公開条例に基づくものでございます。

次のページの3、施行期日は、平成28年4月1日の予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決をいたします。

議案第2号「広島中央環境衛生組合手数料条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*.....

○議長（竹川秀明議員）日程第5、議案第3号「広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

○事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第3号「広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」御説明をいたします。

議案説明書の6ページをお願いをいたします。

1、改正の理由にございますよう、行政不服審査法の全部改正に伴い、東広島市の例によると規定をされております本組合の情報公開条例の読み替え等について、整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容といたしましては、表のとおり読み替えるもので、左側の列が東広島市情報公開条例における字句、右の列が広島中央環境衛生組合情報公開条例への読み替える字句でございます。

3、施行期日は、平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第3号「広島中央環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

..... *

○議長（竹川秀明議員）日程第6、議案第4号「広島中央環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第4号「広島中央環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」御説明をいたします。

議案説明書の8ページをお願いします。

1、改正の理由にございますよう、行政不服審査法の全部改正に伴い、東広島市の例によるとされております本組合の個人情報保護条例の読み替え等について、整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容といたしましては、表のとおり読み替えるもので、左側の列が東広島市個人情報保護条例における字句、右側の列が広島中央環境衛生組合個人情報保護条例への読み替える字句でございます。

3、施行期日は、平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第4号「広島中央環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）賛成全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*.....

○議長（竹川秀明議員）日程第7、議案第5号「広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第5号「広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

議案説明書の10ページをお願いいたします。

1、改正の理由でございますよう、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が管理者に報告しなければならない事項を追加するとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容といたしましては、（1）に追加される報告事項として、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況及び職員の退職管理の状況、この3項目を追加しようとするものでございます。今回の改正により、これまで8項目だった報告事項が11項目となります。（2）は、条文内の文言の整理を行うものでございます。

3、施行期日は、平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決をいたします。

議案第5号「広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（竹川秀明議員）日程第8、議案第6号「副管理者の給与等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第6号「副管理者の給与等に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

議案説明書の12ページをお願いします。

1、改正の理由でございますが、一般職の職員の給与改定に合わせ、本組合の常勤副管理者の期末手当についても、支給率を引き上げるため、条例改正をお願いするものでございます。

2、改正の内容といたしましては、アの平成27年12月支給分について、遡って0.1か月分を引き上げることとし、イの平成28年度以降の支給分については、6月、12月について、それぞれ0.05月分を引き上げようとするものでございます。

施行期日は、公布の日、又は平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いをいたします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号「副管理者の給与等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（竹川秀明議員）日程第9、議案第7号「広島中央環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第7号「広島中央環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

提案説明書の14ページをお願いします。

1、改正の理由にございますよう、地方公務員法の一部改正に伴い、給与条例上に等級別基準職務表を定めることとされたため、条例の改正をしようとするものでございます。

2の改正の内容といたしましては、現在「広島中央環境衛生組合職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容に関する規程」を制定しておりますが、地方公務員法第25条第3項第2号の規定に基づき、この規程を給与条例上に位置付けるものでございます。

3、施行期日は、平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第7号「広島中央環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*.....

○議長（竹川秀明議員）日程第10、議案第8号「広島中央環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第8号「広島中央環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

議案説明書の15ページをお願いします。

1、改正の要旨のとおり、地方公務員法の一部改正に伴い、条例において引用しております同法の規定の整備を行おうとするものでございます。

2の施行期日は、平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第8号「広島中央環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*.....

○議長（竹川秀明議員）日程第11、議案第9号「広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第9号「行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」、御説明をいたします。

議案説明書の16ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件について、調査審議する附属機関の権限に属する事務を広島県に委託にすることに関し、広島県と協議を行おうとするものでございます。

2、規約の内容といたしましては、議会の議決をいただいた後に、広島県との間における事務委託に関する規約の制定を予定しており、その内容といたしましては、（1）に、委託事務の範囲として、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく執行機関の諮問機関である、行政不服審査会の権限に属された事項を処理する事務を広島県に委託するとするものでございます。（2）では、管理及び執行の方法として、事務委託の管理及び執行は、県の条例及び規則その他の規程の定めることとし、県と覚書書及び協議書を締結し、詳細を定める予定でございます。（3）では、経費の負担及び予算の執行につきましては、アで、事務委託等の経費は広島県の請求に基づき組合が負担することとしており、イのとおり、経費の額等は協議して定めることとしております。委託の額は、広島県へ委託する

県内の市町・組合の全団体に均等に負担する固定費と、審査請求事案の発生ごとに負担する変動費の合計で算出されることとなっております。広島県からは、固定費が1団体あたり5万6千円、変動費が1件あたり2万3千円と提示がされております。

なお、現在、県へ委託する予定としている団体は、東広島市・竹原市を含む、市が9団体、大崎上島町を含む、町が9団体、一部事務組合が、本組合を含む10団体、計28団体が広島県へ委託するための議決、又は見込みであると同っております。今後の予定でございますが、本議決及び平成28年度当初予算の御議決をいただいた後、広島県議会の議決を経て、規約を制定する予定でございます。その後、受託団体である県及び本組合を含む委託団体に告示し、広島県から総務大臣への届け出の後、事務手続きに関する覚書を締結する流れとなっております。

3、施行期日は、平成28年4月1日を予定をしております。

説明は以上です。どうぞ宜しくお願いします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第9号、「広島中央環境衛生組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（竹川秀明議員）日程第12、議案第10号「平成27年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第10号「平成27年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明をいたします。

平成27年度広島中央環境衛生組合補正予算書をお出しいただき、その1ページをお願いいたします。

平成27年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、第1条で、歳入歳

出予算の総額からそれぞれ13億6,387万3千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,568万3千円とし、第2条で、繰越明許費について、第3条で、地方債の補正についての取り扱いを定めるものでございます。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」の上の表、歳入を御覧ください。

1款1項負担金は、広島中央環境衛生組合負担金条例に基づき構成市町から負担されるもので、総務費並びに管内の8か所11施設に係る管理運営費並びに新施設建設において事業費が減少したことから負担金を減額するものでございます。

3款1項国庫補助金は、新施設に係る循環型社会形成推進交付が確定したことにより、増額するものでございます。

5款1項雑入は、搬入された金属類、ペットボトル、古紙など有価物としての売り払いに係る歳入で、区分別に売り払い単価の増減を精査した結果、減額とするものでございます。

6款1項組合債は、新施設の用地取得を延期したことに伴い、起債の発行を取りやめ、減額するものでございます。

次に、下の表、歳出を御覧ください。

2款1項総務管理費は、給料表の改定により増額するものでございます。

3款1項清掃費は、管内8か所11施設の維持管理に係る薬品、消耗品、補修など執行残の精査、施設の管理運営に係る業務委託の契約確定に伴う入札残並びに新施設建設で予定しておりました、用地取得、造成費、立木補償などの執行が困難となったため、来年度改めて実施することとし、減額するものでございます。

4款1項公債費は、利子の執行見込みに基づき、減額をするものでございます。

3ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」では、廃棄物処理施設整備事業の新施設整備において、国など関係機関との調整に時間を要していることから新施設の建設に遅れが生じ、造成実施設計業務委託のうち、建設予定地の境界確定業務等において、今年度中の完了が困難となったことから、繰り越しをお願いするものでございます。

4ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」では、新施設の建設費に充当するため、用地費と実施設計費合わせて、限度額を5億9,000万としておりましたが、うち用地取得代5億7,000万円の執行が、本年度中に行うことが困難となったことから、地方債の発行を取り止め、減額をするものでございます。

続きまして、歳入歳出の明細について御説明をいたします。

水色の表紙の「平成27年度予算に関する説明書」の4ページ、5ページをお願いをいたします。

まず、歳入についてでございます。

1款分担金及び負担金では、2目総務費負担金は、組合運営に係る総務費に充てるため、3目環境衛生費負担金は、管内8か所11施設の維持、管理運営に係る事業費に充てるため、4目公債費負担金は、15事業の償還に充てるため、広島中央環境衛生組合負担金条例に基づき構成市町から負担されるもので、主に、施設整備費負担金において一部の事業

執行が出来なかった事等から、7億9,860万6千円を減額するものでございます。いずれも特定財源で、歳出に応じて増減するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設整備事業のうち、造成実施設計、発注仕様書の作成に係る循環型社会形成推進交付金の交付額が確定したことにより、790万8千円を増額するものでございます。

5款1項1目雑入は、表の右端説明欄にございます、有価物売払収入において、古紙等の売り払いで、売却単価の上昇に伴い、竹原安芸津最終処分場で572万4千円の増収見込み、大崎上島環境センターで400万円の増収見込みとなったことから、合わせて1,014万7千円を増加するものと、一方では、金属類の売り払いにおいては、売却単価が低下したことにより、賀茂環境センターでは747万7千円減収見込みとなるもので、差引267万円を増額するものです。

その他の収入では、ペットボトル等の価格の下落により584万1千円を減額するものでございます。

6款組合債は、新施設建設費のうち用地取得費に対し、今年度中の取得が困難となったことから5億7,000万円を減額とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

これより、歳出でございます。

2款1項1目一般管理費では、表の右端説明欄のとおり全て職員給与でございます。これは給料表の改定により増額補正をお願いするものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。

3款1項清掃費は、清掃費の各項目の表の右端説明欄にございます職員給与につきましては、いずれも給料表の改定による精査のほか、時間外勤務手当など職員給与費の執行状況の精査により補正をお願いするものでございます。

それではまず、1目の賀茂環境衛生センター費でございます。

右端の説明欄、し尿処理施設維持管理事業の224万5千円の減額は、事業の執行残、入札残を整理し不用額として減額するものでございます。

次に、2目賀茂環境センター費では、説明欄の不燃ごみ処理施設維持管理事業697万6千円の減額、最終処分場維持管理事業312万1千円の減額、ペットボトル等処理施設維持管理事業179万1千円の減額は、いずれも事業の執行残、入札残を整理し、不用額として減額するものでございます。

また、特定財源につきましては、有価物売払収入では、金属類の売却単価が当初見込みより低下したことによる減額、その他の収入では、ペットボトルの単価が当初見込みより低下したことによる減額でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3目安芸津クリーンセンター費では、説明欄のし尿処理施設維持管理事業373万8千円の減額は、事業の執行残、入札残を整理し不用額として減額するものでございます。

次に、4目竹原安芸津環境センター費では、説明欄の可燃ごみ処理施設維持管理事業924万3千円の減額は、事業の執行残、入札残を整理し、不用額として減額するものでございます。

次に、5目竹原安芸津最終処分場費では、この目では歳出予算の補正はございませんが、説明欄の特定財源、有価物売却収入614万7千円の増額におきましては、主に新聞、雑誌など紙類の売却代金が、当初見込みより増額の見込みとなったため、増額とするものでございます。

次に、6目竹原クリーンセンター費では、説明欄のし尿処理施設維持管理事業3千円の増額は、当初見込んでおりました施設の火災保険料に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

次に、7目大崎上島環境センター費では、説明欄の可燃ごみ処理施設維持管理事業137万2千円の減額は、事業の執行残、入札残を整理し、不用額として減額するものでございます。

また、特定財源では、有価物売却収入で、主に古紙類の売却代金が当初見込みより増額の見込みとなったため、400万円の増額とするものでございます。

8目大崎上島クリーンセンター費では、説明欄のし尿処理施設維持管理事業362万9千円の減額は、事業の執行残、入札残を整理し、不用額として減額するものでございます。

9目施設整備費では、説明欄の廃棄物処理施設整備事業13億3,033万6千円の減額は、国など関係機関との調整に時間を要したことにより、今年度中での用地の取得が困難となり、これに伴い、造成工事に着手出来なかったことから、用地取得費、造成費等の減額をするものでございます。

また、特定財源では、循環型社会形成推進交付金は、対象事業の確定に基づき増額するものでございます。

また、一般廃棄物処理事業債は、用地取得費を起債で充当することとしておりましたが、全額を減額するものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

4款1項2目利子は、平成26年度組合債の借入利率の確定により減額するものでございます。

18ページから22ページまでは、給与費に係る明細でございまして、御参考にしていただければと思います。

24ページ、25ページをお願いをいたします。

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、平成27年度末現在高の見込額は、表の右端の欄とおり16億3,405万9千円でございます。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第10号「平成27年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

1時間程度経過いたしましたので、暫時休憩します。

午後2時21分 休 憩

.....*

午後2時30分 再 開

○議長（竹川秀明議員）再開いたします。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）先ほどの議案第10号の説明の中で、私、数字の説明に読み間違いがございました。予算に関する説明書の11ページの中で、不燃ごみ処理施設維持管理事業、これを、△697万1,000円の所を、△697万6,000円と、説明を間違えてしまいました。お詫びして訂正させていただきます。失礼いたしました。

.....*

○議長（竹川秀明議員）日程第13、議案第11号「平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」についての件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）（登壇）

ただいま議題となりました議案第11号「平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計当初予算」について御説明をいたします。

平成28年度広島中央環境衛生組合予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億446万2千円とし、第2条で債務負担行為について、第3条で地方債について、第4条で一時借入金についての取り扱いを定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

上の表、歳入を御覧ください。

1款1項負担金は、組合の運営、施設の維持管理、新施設の整備等に要する費用として、組合負担金条例に基づいて算出された東広島市、竹原市、大崎上島町からの負担金収入でございます。

2款1項使用料は、廃棄物処理施設使用料、多目的広場使用料、電柱敷地等に係る使用

料でございます。

3款1項国庫補助金は、広島中央エコパークの施設整備に係る国庫補助金、循環型社会形成推進交付金でございます。

4款1項繰越金は、決算上剰余金が生じた場合に繰越金として受け入れるためのものがございます。

5款1項雑入は、組合に搬入された、金属類、ビン、缶、ペットボトル、新聞、古紙等の有価物の売り払い収入でございます。

6款1項組合債は、新施設に係る用地取得費及び施設の発注仕様書作成に係る起債の発行でございます。

次に、下の表、歳出を御覧ください。

1款1項議会費は、議会の運営、議会活動並びに議員報酬に要する経費でございます。

2款1項総務管理費は、職員の人事管理、会計管理、財務管理等、総務全般に係る事務に要する費用でございます。

2款2項監査委員費は、定例監査並びに毎月行う例月監査に要する費用でございます。

3款1項清掃費は、現有の8カ所11施設の維持管理、運営に係る経費と、新施設の整備に係る項目で、歳出予算の89%を占めております。

4款1項公債費は、現有施設の整備、機械整備、車両及び広島中央エコパークの施設整備など、以前実施した16事業に係る起債の償還金及び利子で、償還期間は10年又は15年でございます。

5款1項予備費は、例年と同じく100万円を計上しております。

歳入歳出予算いずれも40億446万2千円でございます。

3ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」でございますが、9件の債務負担行為について、期間及び限度額を設定するものがございます。

1行目の庁用等物品借料から5つ目の自動車等海上輸送までは、毎年設定させていただいているもので、1行目の庁用等物品借料は、パソコン機器や起債管理システム等の借料でございます。

2行目の行政財産等維持管理は、現有施設の保守点検や清掃など施設の維持管理に係る事業について、前年度中に入札等により業者選定を行っているものがございます。

3行目の廃棄物処理施設等運転管理は、現有施設の運転業務等を委託する事業について、前年度中に入札等により業者選定を行っているものがございます。

4行目の法律顧問業務委託は、通常業務の中で法務相談を行うため、年間を通じた委託契約でございます。

5行目の自動車等海上輸送は、業務で管内移動に利用する、大崎上島へのフェリー航路の通年契約でございます。

6行目の竹原クリーン包括運営管理業務は、平成28年度末で契約期間が満了となるため、引き続き、平成29年度から平成31年度までを契約期間とする契約を、平成28年度中に締結するために設定させていただくものがございます。

下の3つは、広島中央エコパーク施設整備事業の一環として、新施設の建設に取り組んでいるもので、1つ目と2つ目は、平成28年度から平成29年度の2か年度に渡って事

業を実施するため、翌年度の事業費の限度額を定めるものでございます。一番下につきましては、広島中央エコパーク施設整備事業のうち、高効率ごみ発電施設の建設と運営、汚泥再生処理センターの建設に係るもので、平成28年度中に建設等に係る契約を締結するために債務負担行為をお願いするものでございます。

4ページをお願いします。

「第3表 地方債」でございます。

新施設建設事業に係る借入で、限度額は5億6,560万円、起債の方法は普通貸借、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、当初予算の内容について御説明をいたします。

水色の表紙の「予算に関する説明書」の4ページ、5ページをお願いをいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目議会費負担金は、予算額1億6,244千円、前年度比5万7千円の減で、右端の説明欄に負担金条例に基づく構成団体ごとの金額を記載をしております。

2目総務費負担金は、予算額7,244万円、前年度比2億1,177千円の増でございます。

3目環境衛生費負担金は、予算額2億9,379千円、前年度比8,849万4千円の増で、内訳は各節のとおりでございます。

4目公債費負担金は、予算額3億6,392万7千円、前年度比2,465万6千円の減でございます。

5目予備費負担金は、前年度と同額の1億0,000万円を計上をしております。

以上、1款1項負担金総額では、予算額3億3,837万円、前年度比6,589万8千円の増としております。

6ページ、7ページをお願いをいたします。

2款使用料及び手数料から、8、9ページの6款組合債は、特定財源でございますので、歳出と合わせて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いをいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目議会費は、予算額1億6,244千円、前年度比5万7千円の減、率にして3.4%の減となっております。事業の内容は、表の一番右側、説明欄の議会一般事務費で、議員12人の報酬、並びに、議会及び全員協議会の開催、新施設に係る先進地視察等、議会活動に要する経費でございます。減額の主な要因は、先進地視察の行程によりバス借上料が減額となったことなどによるものでございます。

12、13ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費は、予算額6,998万3千円、前年度比2億1,776千円の増、率にして3.1%の増となっております。事業の内容は、説明欄の、職員給与につきましては、特別職である常勤副管理者と組合職員3人分の給与等、派遣職員2人分の負担金を計上をしております。総務一般事務につきましては、1,314万1千円を計上をしております。増額の主な要因は、主に新地方公会計制度への準備作業として必要となる、固定資産台帳の整備業務の委託料を臨時的に計上したこと等によるものでございます。この費目に係る特定財源といたしまして、存目計上した繰越金のほか、市町村アカデミーに係る

経費の一部について、公益財団法人広島県市町村振興協会の市町村アカデミー等研修受講経費助成金5万2千円を充当しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2目監査委員費は、予算額33万4千円、前年度比8千円の減、率にして2.3%の減となっております。事業の内容は、説明欄の監査一般事務費で、監査委員3人分の報酬及び費用弁償、消耗品費など、監査委員活動に要する予算を計上しております。減額の主な要因は、フェリー代について、単価契約に改めた事によるものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

3款1項1目賀茂環境衛生センター費は、予算額10億2,735万3千円、前年度比2,421万2千円の増、率にして2.4%の増となっております。事業の内容は、説明欄の、職員給与につきましては、組合職員1人分の給与等と、東広島市からの派遣職員3人分の人件費に係る負担金でございます。可燃ごみ処理施設維持管理事業は、東広島市のうち、安芸津町を除いた地区から搬入される燃やせるごみを焼却処理すること、地元協定に基づく公害監視委員会の事務等に要する費用でございます。し尿処理施設維持管理事業は、東広島市のうち、安芸津町を除いた地区から搬入される、し尿、浄化槽汚泥の処理に要する費用でございます。廃棄物処理施設周辺地域振興事業は、賀茂環境衛生センター周辺地域の地域振興として、賀茂環境衛生センター多目的広場の維持管理と、地元三永地区への補助金に要する費用でございます。増額の主な要因は、ごみ処理施設維持管理に必要な薬剤などの単価及び使用料の増、並びに委託料の増額によるものでございます。この費目に係る特定財源といたしまして、廃棄物処理施設等使用料1万7千円、多目的広場施設等使用料126万2千円、光熱水費立替収入7万円、有価物売払収入50万1千円を充当をしております。

2目賀茂環境センター費は、予算額は、3億9,860万4千円で、前年度と比較して2,297万1千円の増、率にして6.1%の増となっております。事業の内容は、説明欄の職員給与につきましては、組合職員1人分の給与等と、東広島市からの派遣職員3人分の人件費に係る負担金でございます。不燃ごみ処理施設維持管理事業は、東広島市のうち、安芸津町を除いた地区から搬入される不燃性粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみの処理等に要する費用でございます。

18ページ、19ページをお願いします。

最終処分場維持管理事業は、東広島市のうち、安芸津町を除いた地区から搬入される埋立てごみや不燃性粗大ごみの処理残渣、賀茂環境衛生センターからの焼却灰の埋立て処分及び浸出水の処理等に要する費用でございます。ペットボトル等処理施設維持管理事業は、東広島市のうち、安芸津町を除いた地区から搬入されるリサイクルプラとペットボトルの中間処理に要する費用でございます。増額の主な要因は、不燃ごみ処理施設における修繕料の増額が主なものでございます。この費目に係る特定財源といたしまして、環境衛生施設敷地使用料2万2千円、光熱水費立替収入10万4千円、有価物売払収入1,290万8千円、ペットボトル有償入札拠出金525万6千円、再商品化合理化拠出金163万2千円を充当をしております。

次に、3目安芸津クリーンセンター費でございます。

予算額6,888万3千円、前年度比1,375万4千円の増、率にして24.9%の

増となっております。事業の内容は、説明欄のし尿処理施設維持管理事業として、東広島市安芸津町の区域から搬入される、し尿、浄化槽汚泥の処理に要する予算を計上しております。増額の主な要因は、し尿処理施設の補修整備費の増額によるものでございます。この費目に係る特定財源といたしまして、廃棄物処理施設等使用料1千円を充当しております。

次に、4目竹原安芸津環境センター費は、予算額2億6,730万2千円、前年度比4,026万2千円の減、率にして13.1%の減となっております。事業の内容は、説明欄の職員給与は、組合職員1人分の給与等と、竹原市、東広島市からの派遣職員各1人分の人件費に係る負担金でございます。可燃ごみ処理施設維持管理事業は、竹原市及び東広島市安芸津町から搬入される可燃ごみの焼却処理に要する費用でございます。減額の主な要因は、修繕料の減でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

この費目に係る特定財源といたしまして、廃棄物処理施設等使用料2,050万6千円、光熱水費立替収入4万2千円を充当することとしております。

5目竹原安芸津最終処分場費は、予算額1億2,455万4千円で、前年度比564万3千円の増で、率にして4.7%の増でございます。事業の内容は、説明欄の不燃ごみ処理施設維持管理事業として、竹原市及び東広島市安芸津町から搬入される、不燃ごみ、資源ごみの処理に要する予算を計上しております。増加の主な要因は、委託料の一時的な増加でございます。この費目に係る特定財源といたしましては、廃棄物処理施設等使用料178万4千円、光熱水費立替収入3万6千円、有価物売払収入696万4千円を充当することとしております。

6目竹原クリーンセンター費は、予算額6,904万4千円で、前年度比3千円の増額でございます。事業の内容は、説明欄のし尿処理施設維持管理事業として、竹原市から搬入される、し尿・浄化槽汚泥の処理に要する予算を計上しており、施設の維持管理業務を包括委託契約としております。この費目に係る特定財源といたしまして、廃棄物処理施設等使用料273万円を充当することとしております。

22、23ページをお願いいたします。

7目大崎上島環境センター費は、予算額、1億468万1千円で、前年度比132万4千円の増で、率にして1.3%の増でございます。事業の内容は、説明欄の可燃ごみ処理施設維持管理事業として、大崎上島町内から搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ等の処理に要する予算を計上しております。増加の主な要因は、金属類売払い業務の契約方式の変更に係る新規金属類運搬業務委託料の増加でございます。この費目に係る特定財源といたしまして、廃棄物処理施設等使用料266万1千円、有価物売払収入の500万円を充当することとしております。

8目大崎上島クリーンセンター費は、予算額、7,506万9千円で、前年度比では、713万6千円の増、率にして10.5%の増でございます。事業の内容は、説明欄の職員給与は、組合職員4人分の給与費でございます。し尿処理施設維持管理事業は、大崎上島町内から搬入される、し尿、浄化槽汚泥の処理に要する費用でございます。この費目に係る特定財源といたしまして、廃棄物処理施設等使用料130万3千円を充当することとしております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

9目施設整備費では、予算額、14億2,992万8千円、前年度比479万5千円の減、率にして0.3%の減となっております。事業の内容は、説明欄の職員給与は、組合職員1人分と、東広島市からの派遣職員4人分の人件費に係る負担金でございます。廃棄物処理施設整備事業は、平成32年度中の供用開始を目標に2市1町の新たな共同処理施設の建設に要する費用でございます。平成27年度の予算額に差が生じていない要因といたしましては、事業費の大半を占めておりました、用地取得と造成工事が未執行となったため、これらの事業費である公有財産購入費と工事請負費を改めて平成28年度の当初予算に計上したことによるものでございます。この費目に係る特定財源といたしまして、循環型社会形成推進交付金764千円、一般廃棄物処理事業債5億6,560万円を充当することとしております。

28、29ページをお願いいたします。

4款1項1目元金は、予算額、3億4,179万3千円、前年度比1,939万5千円の減でございます。

同項2目利子は、長期借入金利子及び一時借入金利子として、予算額2,213万4千円、前年度比526万1千円の減でございます。元利併せて、前年度比2,465万6千円の減で、率にして6.8%の減となっております。この要因は、賀茂環境衛生センターに係る借入れ1件が平成27年度で償還が満了したこと等によるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

5款予備費として、例年同様、100万円を計上をしております。

32、33ページをお願いいたします。

特別職及び一般職の給料及び職員手当等の給与費明細書でございます。特別職の表において、職員数の内、その他の特別職が、2名の減となっておりますが、これは、前年度当初予算において、一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会の学識委員の数を5人と想定していたところ、実際の任命は3人となったことによるもので、実際の委員数に変動があったものではございません。その他、共済費の率の改定により、6万1千円の減となっております。2、一般職については、職員数の増減はございませんが、前年度の定年退職者が再任用職員となったことなどから、給料の額が減となっております。その他、職員手当及び共済費を合計し149万2千円の減となっております。以降36ページまで、一般職の給料や職員手当の状況について記載をしております。

37ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。上から4件は設定済みのものでございます。5件目以降は、先ほど予算において御説明させていただいたものでございます。

38ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。右から2番目の当該年度中元金償還見込額の欄、3億4,179万3千円が、平成28年度公債費の歳出予算でございます。

以上で、平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。

◎事務局長（西村克也事務局長）議長、事務局長西村。

○議長（竹川秀明議員）西村事務局長。

◎事務局長（西村克也事務局長）先ほど私予算書の4ページの説明の中で、起債の方法を普通貸借のところを、賃借と読んでしまいました。正しくは、貸借でございます。失礼致しました。

○議長（竹川秀明議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声〕

○議長（竹川秀明議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第11号、「平成28年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹川秀明議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（竹川秀明議員）日程第14、「議員派遣について」を議題とする前に、執行部に退席をお願いと思いますが、その前において管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

◎管理者（藏田義雄管理者）議長。

○議長（竹川秀明議員）藏田管理者。

◎管理者（藏田義雄管理者）退席させていただく前に、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって議員各位におかれましては、提案をいたしました議案につきまして、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

議員各位のお力をお借りいたしながら、より効果的な事業推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、今後とも一層の御理解と御協力を、また、これまで以上の御支援をお願いをするものでございます。

終わりに、はや3月も半ばを迎えるわけではありますが、まだまだ寒さは続いているわけです。議員各位におかれましては、くれぐれもお体を御自愛の上、御活躍になりますよう御祈念を申し上げます、誠に申し訳ございませんが、先に御挨拶とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

○議長（竹川秀明議員）暫時休憩いたします。

午後3時03分 休 憩

.....*

午後3時04分 再 開

○議長（竹川秀明議員）再開いたします。

○議長（竹川秀明議員）日程第14、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、広島中央環境衛生組合議会会議規則第98条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（竹川秀明議員）御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

それでは、3月の派遣がありますので、議長より指名をさせていただきます。

奈良県生駒郡斑鳩町の議員派遣については、議長において、8番信谷俊樹議員、12番浜田明利議員を指名いたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定いたしますので、御了承願います。

では、以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変にお疲れ様でした。

（午後3時5分 閉会）

.....*.....

以上のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

広島中央環境衛生組合議会議長 竹川 秀明

会議録署名議員 大川 弘雄

会議録署名議員 加藤 祥一